



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	サハリン残留日本人の境界地域史研究 [全文の要約]
Author(s)	中山, 大将
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	乙第7127号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/81474
Type	doctoral thesis
File Information	Taisho_Nakayama_summary.pdf



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 中 山 大 将

学位論文題名 サハリン残留日本人の境界地域史研究

サハリン残留日本人の存在は、戦後日本、とりわけ 1990 年代以降において、中国残留日本人同様に戦争の悲劇として認識されてきた。これに対して本論は、〈残留〉を戦争ではなく〈境界変動〉という観点から捉え直す試みであり、境界変動が住民に与える影響を明らかにすることを目指す。

第 1 章では、移民研究や日本植民地研究などの研究分野の成果に批判的検討を加え、多文化主義研究や境界研究などの概念をふまえ、従来前近代に限られて提起されていた境界地域史という概念を近現代にまで広げて理解する本論の理論的枠組みを提示した。その特徴は、(1) 従来の地域横断的研究は日本帝国を中心とする単心同心円構造から近現代東アジア史を論じる傾向が強かったが、境界地域史研究では境界地域を複数の帝国の影響の交錯する場として多心同心円構造から近現代東アジア史を論じること、(2) 従来の近現代東アジア史研究では半ば本質化された〈国民/民族〉をジェンダーや職業などと同様に個々人の属性のひとつとして分析を行なうこと、(3) 国家的抑圧を、植民地主義や帝国主義といった資本主義特有の現象とは理論化せず近現代国民国家特有の構造と人間社会に普遍的な構造とに分けて理解すること、(4) 脱境界化」「再境界化」「跨境化」「透過性」などの境界研究の分析概念を導入すること、(5) 「国民国家の理念との間に矛盾を生む〈境界変動〉〈住民移動〉〈国民再編〉のみつつの現象の連動性に着目することである。

第 2 章では、日本帝国を中心に近現代東アジアの境界変動を総覧し、境界変動が旧住民の退去や新住民の移住という住民移動のほか旧住民の残留という現象も引き起こしており、残留が日ソ戦後の特殊な現象ではなく、近現代東アジアにおいて普遍性を持つ現象であることを明らかにした。

第 3 章では、戦後サハリンをめぐる旧住民の退去と残留、新住民の移住と、それらに関連する市民運動の全体像を現在までの時間的範囲で明らかにした。

第 4 章では、サハリン残留日本人の研究上の定義を行なった上で、サハリン残留日本人関連名簿類 16 種延べ 4,908 名分の情報を照合し、さらに帰国支援団体の協力を得て追加調査を加えて、その数量的把握を行なった。本書におけるサハリン残留日本人の定義とは、(1) 1949 年 7 月 23 日の時点でサハリン州に居住していた、あるいは同地域内に居住歴を持ちながらそれまでにソ連施政域内の別地域へ移動し居住していた、(2) 日本帝国期に親のいずれか一方が内地あるいは樺太に本籍地があったか、そのように考えられる、のふたつの条件を満たす人々である。出生年については、1945 年 8 月 10 日、1946 年 12 月 31 日、1949 年 7 月 23 日のみつつの基準を用いた。この定義に基づく数量的把握により、(1) 定義に合うサハリン残留日本人は 1,348～1,560 名であること、(2) 女性比率は 66～71%であること、(3) 出生年には 1924～1929 年と 1947～48 年のふたつのピークがあること、(4) 前記ピークの前者にはほかの時期に比して男女比が女性に著しく偏っていること、(5) 後者のピークは前者のピークの女性たちが戦後に朝鮮人男性と世帯形成を行ない出産したために生まれたと考えられること、(6) 冷戦期帰国によってサハリン残留日本人の約 7 割が日本へ永住帰国していること、(7) ポスト冷戦期に入ると毎年の永住帰国者数を毎年の死没者数が徐々

に上回るようになったこと、(8) サハリン残留日本人の約 7 割が朝鮮人と日本人から成る朝日世帯を残留背景とし、残りの 3 割がソ連当局による拘留や一部熟練労働者に対する引き留め、あるいは身分証等の紛失などその他の事由を残留背景としていたと推計できること、を明らかにした。

第 5 章では、日本国外交史料館資料を主に用い、1957～59 年に行なわれたサハリンからの冷戦期集団帰国と 1976 年まで続いた冷戦期個別帰国とからなる冷戦期帰国について、(1) 冷戦期集団帰国は日ソ国交正常化直後に実施されたシベリア抑留者の「総ざらえ引揚げ」との連続性の中で実施されたこと、(2) 日本政府はサハリン残留日本人の全体像もソ連側の送還計画も十分に把握できないまま、配船と受け入れを行なったこと、(3) ソ連は日本や国際社会の耳目を集める集団帰国方式をきらい、帰国希望者数の減少を理由に 1959 年で集団帰国方式を廃止し個別帰国方式に一本化、その後年間帰国者数は激減するものの、1965 年の大量帰国が企図された際も日本側の集団帰国方式の申し入れをソ連政府は拒み個別帰国方式が採用されたこと、(4) 個別帰国においては出国地点であるナホトカまで（当初は日本まで）の旅費が自己負担となったため、帰国には経済的余裕が要されたこと、(5) 冷戦期帰国者のうち日本人は残留者帰還促進の運動などは起こさなかったものの、日本人世帯員に同伴帰国した朝鮮人の一部はサハリン残留朝鮮人の帰還促進運動のために「樺太帰還在日韓国人会」を日本国内で結成し、その活動によって収集された情報からサハリン残留朝鮮人の約 2 割が帰国先として韓国ではなく日本を希望していたこと、を明らかにした。

第 6 章では、サハリン残留日本人の冷戦期帰国が 1966 年以降停滞し、1977 年以降途絶した原因について、日本国外交史料館資料、国会会議録、当事者の聞き取り調査、引揚者団体刊行物から、

(1) 冷戦期集団帰国をめぐる、日本への入国を希望する朝鮮人により、偽装結婚朝日夫婦や自称日本人朝鮮人などの不法入国容疑朝鮮人問題が起き、日本国国会で問題視されるとともに、冷戦期帰国事業に対する日本政府内の消極的態度の要因のひとつとなったこと、(2) 不法入国容疑朝鮮人問題の発生背景として、日本帝国期の本籍地に日本人と朝鮮人の線引きを行なった日本政府と戦後に発行した国内身分証の民族籍欄にその根拠を求めたソ連政府との住民管理方法の差異、および日本帝国期に形成されていた朝日世帯の日ソ戦時戦後の家族離散が挙げられること、(3) 外交史料館に残された帰国嘆願書類は冷戦期帰国のためにサハリン残留日本人と日本政府各機関、日本国内自治体、日本の家族がソ連から出国許可を得るための書類をそろえるために作成された一連の書類であること、(4) サハリン残留日本人女性の一部が日本政府に宛てた帰国嘆願書からは戦後に朝日世帯を形成したことを理由に日本の家族から日本への帰国を拒まれていると危惧していることが読み取れること、(5) 樺太引揚者団体である全国樺太連盟はサハリン残留日本人に無関心であったわけではないものの、「総ざらえ引揚げ」によって旧要人の日本への送還が完了したこと、それに続くサハリンからの冷戦期集団帰国の大部分が朝日世帯であること、日ソ国交正常化前後に領土返還運動を起こしたこと、その後サハリン残留日本人の帰国問題に積極的な態度をとらなかったこと、(6) 1966 年以降の停滞は、それまでの帰国実現により帰国条件を備えた残留日本人が減少していたこと、在日朝鮮人の増加とソ連育ち世代の社会統合コストを懸念した日本政府の残留日本人帰国事業への消極化、残留日本人の人道問題化を回避したいソ連政府の思惑、の三者が重なることによって発生したこと、(7) 1977 年以降の帰国者途絶は、前記に加えて 1970 年代中盤に起きた梅村秀子事件、都万相事件によって、日本や韓国への帰国意思表示が危険な行為であると認識されるようになったことが背景にあること、(8) 1988 年の日本国国会において、厚生省担当者がその段階で消息が判明している残留日本人は「自己意思残留」者であると明言するに至るが、その背景として樺太墓参に随行した外務省職員の報告や駐ソ連日本国大使館経由のソ連政府提供情報の中で自己意思残留者の存在が繰り返されたことが挙げられること、を明らかにした。

第7章では、外交史料館資料やサハリン残留日本人への聞き取り調査から、冷戦期のサハリン残留日本人の状況について、(1) 1965年以降、元住民による樺太墓参が実現したが、あくまで墓参が主目的であり残留日本人の実態調査や離散家族再会は企図されなかったこと、(2) 墓参が元住民と残留日本人の接触を発生させただけでなく、それまで相互に認知していなかった残留日本人同士が交流を深める重要な契機となり、なおかつそこで結ばれた関係性がポスト冷戦期の帰国運動につながるものであったこと、(3) 冷戦期において残留日本人の中には一時帰国を希望する声が少ないことを日本政府は把握していたにもかかわらず自ら一時帰国事業を実施することはなかったこと、(4) ただし、冷戦期においても個別の一時帰国の事例は見られたこと、(5) 残留の継続の背景として、朝鮮人夫や成長して主体性を持つようになった子どもの反対、サハリンでの生活の安定による日本帰国後の生活不安、日本社会における朝鮮人差別への危惧、ソ連政府による出国不許可などが挙げられること、(6) 戦後の朝日世帯形成の経緯と動機については自由恋愛と不本意な結婚という二面性を持ち、同様に冷戦期における帰国・残留意志をめぐってもきわめて低い境界の透過性が前提となっており、結婚の自発/強要、自己意思残留の真否というような単純な二値的理解には限界があること、を明らかにした。

第8章では、帰国支援団体の内部資料や会報誌、関係者への聞き取り調査から、1990年以降に始まったポスト冷戦期帰国について、(1) 1980年代末からの日本とサハリンの間の境界の透過性の上昇は、サハリンを再訪する元住民の数と質的多様性を増加させ、サハリン残留日本人帰国支援運動のための団体「樺太(サハリン)同胞一時帰国促進の会」(のちの「日本サハリン同胞交流協会」)が元住民を中心に日本国内で発足したこと、(2) この帰国支援運動は冷戦期から起きていたサハリン残留朝鮮人帰還促進運動の手法や人的資源を活用していたこと、(3) 一時帰国団の実現によって、サハリンにおける一部の残留日本人同士のプライベートな交流グループが、サハリン全体の残留日本人の団体「サハリン北海道人会(日本人会)」へと発展し帰国促進を図るようになったこと、(4) 引揚者団体は、内部の領土返還運動積極派の存在や残留日本人問題の切実さへの理解の深度から帰国促進運動を担う主体にはなり切れず、初期は協力関係にあったものの、結局は前記の新たな団体が帰国支援運動を担うことになったこと、を明らかにした。

第9章では、日本人引揚者団体が掲げたソ連樺太侵攻に対する被害者言説や樺太日本固有領土論がソ連/ロシア側の公的な解放史観と相容れるものではなく、サハリン朝鮮人や先住民族も日本帝国主義に対する被害言説を形成し、それらは慰霊碑を通じても表現されていたにもかかわらず、数多くの日本人慰霊碑等の建立がサハリンで実現した背景には、(1) 慰霊碑等の建立目的があくまで墓地や母校校舎などの代替であり市町村や集落単位の平時死没者慰霊や故郷の記念を目的としていたこと、また戦時戦没者の慰霊を含意していた場合も碑銘や碑文上はそれが明示的ではないこと、(2) 同郷・同窓・同僚としての関係性を基に残留朝鮮人・日本人の協力が得られたこと、(3) ソ連末期以降の社会経済的混乱を受けサハリン側に日本との交流への意欲があったこと、(4) そしてそれゆえにナショナルな帰属や〈歴史〉をめぐる対立を回避できたこと、があったことを明らかにした。

第10章では、日ソ戦後のサハリンにおける日本人の残留と帰国について、中国残留日本人との比較を通して、その特徴について明らかにすることを課題とし、以下の知見が得られた。

(1) 国際関係や法制度上の問題だけではなく、a. 情報不足、b. 世帯員含む非日本人関係者による妨害や反対、c. 経済的・家庭的事情などが、サハリン残留日本人と中国残留日本人の残留の要因として共通してみられる。

(2) 中国残留日本人については、「孤児」が人数としても表象としても大きな比重を負っていたが、サハリン残留日本人についてはそれがあてはまらない。この理由として、サハリンでは日ソ戦時の

混乱や被害が比較的短く甚大ではなく、日常の回復が比較的早かったことが挙げられる。

(3) サハリンの前期集団引揚げ（1946-1949 年）および中国の前・後期集団引揚げ（1946-1949・1953-1958 年）では、夫などの〈外国籍〉成人男性世帯員の引揚げが認められなかったことが残留の要因になったことは共通している。ただし、中国残留日本人の場合は現地の中国人との世帯形成が主に戦後に発生していたのに対して、サハリン残留日本人の場合はすでに日本帝国期に朝鮮人と世帯形成をしていたと思われる人々が 2 割程度いたと推計されており、この相違は日本帝国期における両地域の集団間関係のありようの違いから理解できる。

(4) 数年先行していた中国の後期集団引揚げでは〈外国籍〉成人男性世帯員の日本入国が困難であったのに対して、サハリンの後期集団引揚げでは可能であった。同時期に中国からは残留日本人の一時帰国が並行して実施されていた一方で、サハリンでは原則的には実現しなかった。日本国政府の対応には地域間の差異があった。ただし、冷戦期に日本社会自体が〈外国籍〉男性世帯員の入国を必ずしも歓迎していなかった点は共通している。

(5) 1972 年の日中国交正常化以降、中国帰国者が恒常的に発生していた一方で、1956 年の日ソ国交正常化以降サハリンからは後期集団引揚げが実施され 1959 年以降は個別引揚げに切り替えられ毎年 1〜2 世帯程度で推移したものの 1977 年以降には途絶し、サハリンからの永住帰国が再開する 1991 年までの間の断絶が存在していた。

(6) 日本国政府が中国残留日本人に対する「自己意思残留認定」を 1950 年代末以降積極的に進めたとされる一方で、サハリン残留日本人に対しては 1965 年以降日本国政府内で帰国事業への消極的意見が見られるようになるものの「自己意思残留論」が公式に持ち出されるのは 1980 年代末であり、時期にずれが見られた。

(7) 日本社会において、残留が〈戦争の悲劇〉として認識され、同情や支援の対象として観られてきた点では共通しているものの、中国帰国者に見られた国家賠償請求集団訴訟のような運動や、偽装日系人問題やアウトロー化という負のイメージの形成は、サハリン帰国者に対してはほとんど見られない。

(8) 中国社会において、中国残留日本人について中国人養父母の存在や日中友好への貢献などを通じて中国の道徳的優位性や日中外交の表象としての〈記憶〉が形成された一方で、サハリンにおいてはそのような現象は見られない。

また、比較から、サハリン残留日本人の最たる特徴としては、(2)（「孤児」の少なさ）が挙げられる。この点は、(7)や(8)、あるいは(6)にも通じていると考えられる。また、(3)（日本帝国期の朝鮮人との世帯形成）も重要な特徴であり、〈残留〉がしばしば言われるような〈戦争の悲劇〉としてのみ理解されるべきではなく、日本帝国期との連続性の中で理解されるべきものであることを示していることを指摘した。

第 11 章では、ウラジオストク経由で上海に入港した在南サハリン中国人の帰国について、資料集が刊行されている中華民国国史館所蔵資料以外に、中華民国中央研究院近代史研究所档案館、中華人民共和国歴史第二档案館および上海市档案館の所蔵資料や現地紙などを用いて、(1) 中華民国側の「遣送僑民弁法」の枠組みで同時期のソ連他地域の場合と同様に中華民国の駐ソ公館が在南サハリン中国人らと接触し帰国の手続きを進めたと考えられること、(2) 在南サハリン中国人の帰国動機として、体制移行による生活不安が考えられること、(3) 帰国後は主に上海市政府が援護を行なったこと、(4) 当時の上海にはサハリン以外のソ連地域や日本などからの帰国中国人や、国共内戦の避難民の流入も発生していたこと、(5) 上海市がこれら帰国者や避難民対策として浙江省や江西省への入殖計画を立てていたこと、(6) 南サハリン帰国中国人は当初 3 分の 1 が定着先として台湾

を希望し後には4分の3に希望者が増大したこと、(7)定着先として台湾を希望することは国内避難民にも見られたこと、(8)南サハリン帰国中国人が渡台を希望した特殊事情として、上海における言語的障壁と台湾での日本語通用への期待や台湾経由での日本入域による離別妻子縁者との再会への期待などが考えられること、(9)同時期には在中ソ連人の本国帰還も行なわれているように、第二次世界大戦後の一連の境界変動の中で、戦勝国民であっても不本意な移動が発生しており、南サハリン帰国中国人の帰国もその中の一環として位置付けられること、を明らかにした。

終章では、境界変動が住民に与える影響を明らかにするために上記の知見をふまえ、残留日本人を日本人引揚者、残留朝鮮人の2つの集団と比較することで、(1)日本人引揚者の中にはサハリンへの帰還権を求める声は起きず領土返還のみが要求され、冷戦期、ポスト冷戦期双方における残留日本人や残留朝鮮人の永住帰国が必ずしも離散家族家庭への再統合や出身地への帰還を意味せずあくまで地理空間としての〈故郷〉ではなく生活空間としての〈祖国〉での居住実現が優先されたことが示すように、境界変動によって元住民は、退去者(広義の引揚者)も残留者も〈祖国〉の一部としての〈故郷〉を喪失したと言えること、(2)残留は再境界化過程(1945年8月～49年7月)における退去(引揚げ)の不徹底によって発生し、跨境化過程(1949年7月以降)における境界の透過性の低位状態によって継続し、境界変動以前の生活圏との分断が発生すること、(3)ただし、残留の継続をもたらすのは前記の透過性の低位状態のような国際的なマクロレベルの要因だけではなく、本人の生活不安や離散家族と現在の家族の双方の意向などの私的なミクロレベルの要因も重大な要素であること、(4)跨境化過程において透過性が高まると、同郷・同級・同僚の関係性が再構築され慰霊碑建立や帰国運動などの営みを生み出すこと、が明らかになった。

サハリン残留日本人問題の中には、〈境界変動〉〈住民移動〉〈国民再編〉の連動性を見出せる。領有化を前提としたソ連の樺太侵攻によって境界変動が起き、日本人の引揚げやソ連人の移住という住民移動、そして〈残留〉が発生した。残留朝鮮人の発生の原因として、戦後国際社会が朝鮮の独立を前提としていたために、朝鮮人と日本人が別々の国民として分離され扱われた結果、日本人と共に引揚げる機会を与えられなかったことが挙げられる。この国民再編の影響は、朝日世帯を形成した日本人の残留の発生という形でも現われたし、その継続にも強く影響し続けた。日ソ国交正常化は、日本とサハリンの間の透過性を向上させる境界変動をもたらし、冷戦期帰国という住民移動を発生させたが、戦後日本において〈外国人〉扱いを受けた残留朝鮮人は、その対象にはならず、朝日世帯内の残留朝鮮人についても、法制度面だけではなく、社会的眼差しにおいても戦後日本社会に歓迎されたわけではなく、そのことが残留日本人の冷戦期帰国の阻害要因にもなっていた。

また、サハリン残留日本人と中国残留日本人という2つの集団を比較することで、(1)残留の発生については、脱境界化における混乱下での家族離散や再境界化過程における非日本人との世帯形成などが重要な要因となっている点で共通していること、(2)残留の継続については、跨境化過程における低位の透過性や本国家族の消極性などの点で共通しているものの、残留者や冷戦期帰国の実態は大きく異なっており、この相異の中には個別の二国関係に起因するものだけではなく、サハリン残留日本人は中国残留日本人にと比較して「孤児」の比重が小さく、日本帝国期に形成された朝日世帯の多さなど、境界変動以前の各地域に特殊な事情に起因するものがあること、を明らかにした。加えて、在南サハリン中国人帰国者との比較を通じて、境界変動が〈敗戦国民〉だけではなく、〈戦勝国民〉の側にも〈国境と国民の一致〉に向かう不本意な住民移動を発生させる社会経済的変化をもたらすことを明らかにした。

(以上)